IEEE名古屋支部 国際会議研究発表賞基準

2024年 10月 4日

第１条 海外で開催される国際会議におけるIEEE名古屋支部所属の学生員の研究発表を奨励することを目的として「国際会議研究発表賞」を設け、この規定により行う。

第２条 選奨の種類は、IEEE名古屋支部学生員 国際会議研究発表賞（以下、国際会議発表賞とよぶ）とする。

第３条 国際会議発表賞は、IEEEに関わる学問や技術の分野において、研究成果を自ら学会等で発表する名古屋支部に属する学生員を対象とする。

第４条 国際会議発表賞を申請する資格を有する者は、つぎの条件を満たす者とする。

イ．国際会議発表時点において学生であり、IEEE名古屋支部所属の学生員である、もしくは受賞時点までに会員申請を済ませていること。

ロ．申請時点で、国外で開催されるIEEE主催の国際会議において発表が終了または予定されていること。発表期間については、附則で定める。

ハ．過去に本国際会議発表賞を受けていない者であること。

第５条 原則として発表終了後に、申請書を次の書類とともに提出するものとする。

イ．選考調査書、指導教員の所見（推薦書）

ロ．講演論文の写し

ハ．参加章の写し

第６条 審査委員会は該当年の役員・理事で構成し、受賞者の選定は審査委員会の評価を基に役員会・理事会で決定する。

第７条 国際会議発表賞は、各年の発表賞予算の枠内で選定し、大学間、分野間において受賞者数に偏りが生じないよう極力考慮する。

第８条 国際会議発表賞受賞者へ賞状と副賞を授与する。

第９条 表彰は原則として役員会・理事会開催日に行う。

第10条 国際会議発表賞の対象者（申請者）が発表を行わなかった場合は、賞を辞退しなければならない。

第11条 この基準の改正は役員会・理事会によって行われる。

附則

本事業について以下の特例を設ける。

（1） 国際会議発表賞の申請締切は各年の2月末とする。決定は同年の3月とする。

（2） 賞の対象は、申請年の4月1日から翌年3月31日までに発表済または発表予定の申請とする。

（3） 第１条と第４条ロ項について、COVID-19の影響によりIEEE主催の国際会議がオンラインもしくはハイブリッド開催となった場合は、元々国内開催予定のIEEE主催国際会議も含めて、オンライン発表でも本賞に申請可能とする。

（4）この基準は2021年の募集より実施する。